

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

うるま市長 中村 正人

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | うるま市<br>(472131)       |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 兼箇段地区<br>( 兼箇段、米原、西原 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年9月2日<br>(第1回)      |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、花卉類の栽培が盛んな地域である。
- ・かんがい排水設備が整備され農業が盛んな地域である一方、近年は宅地化も見受けられる。
- ・地域の農業者同士で交流があるなど、農家コミュニティとして先進的な地域である。
- ・農業者の高齢化、後継者不足の課題があり、世代交代を円滑に進める必要がある。
- ・新規参入については、菊栽培の場合に初期投資費用が負担となっている。
- ・農地面積が少ないことから他の地域へ農地を求める農業者も見受けられる。
- ・不法投棄が増えており、対応に苦慮している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・兼箇段地区は花卉が中心であったが、野菜、果樹など多種多様な品目にも取り組んでいく。
- ・高齢化による離農の対策として後継者の育成に取り組む。法人化も進めていく必要がある。
- ・耕作放棄地の再生(解消)に取り組むとともに耕作放棄地発生の未然防止を図る。
- ・農業用機械の共同購入で経費削減及び効率化を図る。
- ・生産物の販売方法について、農家同士で情報交換し工夫する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 区域内の農用地等面積                       | 6 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 6 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha   |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良区域内及びかんがい施設受益地、多面的機能交付金対象地、基盤整備事業対象地に含まれる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                   |
| 農地中間管理機構を通じて、農業を担う者へ集約化を進める。                                                                       |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                   |
| 農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。                                            |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                    |
| 基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。                                                                       |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                               |
| 兼箇所地区で営農している担い手を中心に育成し、地区外からの参入者についても検討する。<br>離農を考えている高齢農家の下に新規参入希望者をマッチングして、事業継承に向けて研修ができないか検討する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                |
| JAおきなわ中部地区さとうきび対策室において、さとうきび生産者から収穫機械の作業、さとうきびの植付作業の委託を受託している。                                     |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                            |                                   |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業           | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

⑧未利用となっている中古農業用施設(ハウス等)について、買い取って移設することで施設建設費用を軽減できるように地域内で情報交換を行う。